

労災事件、高額和解により解決

弁護士 宇部 雄介

労災事故について訴訟提起し、高額和解により解決しました。

Aさんは、平成18年ころ、下請事業者の下で解体工として勤務し、元請会社に取り仕切る建物解体工事現場において事故に遭い、重い後遺症の残るケガを負いました。

その後、Aさんの負傷は労災認定されましたが、元請会社と下請事業者は、Aさんに対し何らの賠償もしないまま長期間経過していました。

Aさんは、その後、生活に困窮し、事故の賠償をしてもらうことを諦めかけたこともありましたが、友人からの激励を受け、元請会社及び下請事業者との間で賠償についての交渉を試みましたが、交渉は不調に終わってしまいました。

Aさんの友人は、なおもAさんを励まし、Aさんに当事務所を紹介しました。そのような経緯で、私たちは昨年、Aさんから相談を受け、元請会社及び下請事業者に対し、損害賠償を求める訴訟を提起しました。

使用者（本件でいうと下請事業者）は、労働者が労務を提供する過程において、労働者の生命、身体、健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（以下「安全配慮義務」といいます。）を負っています。また、元請会社であっても、一定の場合に安全配慮義務を負います。

Aさんの事件は、先日、元請会社と下請事業者に安全配慮義務違反の責任を認めさせる形で、高額の和解金を支払ってもらうということで解決することができました。